

第 17 回
幕別町・忠類村合併協議会
会 議 録

平成 1 7 年 2 月 3 日

幕別町・忠類村合併協議会

第17回幕別町・忠類村合併協議会

議事日程

第17回幕別町・忠類村合併協議会
(平成17年2月3日 10時00分 開会)

日程第1	開会	3分
日程第2	会議録署名委員の指名 (諸般の報告)	3分
日程第3	協議第35号 新町建設計画について(協議)	3分
日程第4	議案第23号 合併協定書(案)について	4分
日程第5	今後の日程について	6分
日程第6	閉会	7分

会 議 録

第17回幕別町・忠類村合併協議会

1. 開催年月日 平成17年2月3日
2. 招集の場所 忠類村コミュニティセンター大ホール
3. 開会 2月3日 10時00分宣告
4. 応集委員 全委員
5. 出席委員 (21名)
会 長 幕別町 岡田和夫
副会長 忠類村 遠藤清一
幕別町 西尾治 本保証喜 瀨瀬太郎 佐々木芳男 多田順一
若原輝男 杉山勝彦 瀨上良明 吉村学 宮本真由美
忠類村 邊見敏夫 杉坂達男 南山弘美 齊藤順教 帰山孝夫
村上富二 小原喜久雄 森徹 菅野由紀子
6. 欠席委員
忠類村 加藤修治
7. 幹事
幕別町 助役 西尾治 企画室長 金子隆司 総務部長 新屋敷清志
忠類村 助役 邊見敏夫 総務課長 川島廣美 企画課長 水谷幸雄
8. 専門部会
幕別町 企画室参事 羽磨知成(企画部会長)
忠類村 企画課長 水谷幸雄(企画部会副部会長)
9. 事務局
事務局長 金子隆司 事務局次長 上野寛
総務広報班長 飯田晴義 総務広報班員 森範康 和田智旭
計画調整班長 原田雅則 計画調整班員 細澤正典 甲谷英司 西明正博
10. 協議
協議第35号 新町建設計画について(協議)
11. 議案
議案第23号 合併協定書(案)について
12. 会議録署名委員の指名
幕別町 西尾治 本保証喜
13. 傍聴人 (14人)

議事の経過

(平成17年2月3日 10時00分 開会)

[開会]

議長(岡田和夫) 皆さん、おはようございます。

大変、お忙しい中、そして寒さ厳しい中、本日の協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、早速^{さっそく}ではありますけれども、委員の半数以上のご出席をいただきましたので、規約第10条第1項の規定により、ただ今から第17回幕別町・忠類村合併協議会を「開会」致します。

本日は、最後の協議項目であります「新町建設計画について」のほか、「合併協定書(案)について」、協議をいただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

[署名委員の指名]

議長(岡田和夫) 日程第2、「会議録署名委員の指名」を行います。

会議運営規程第6条第2項の規定により、幕別町の西尾委員、本保委員を指名致します。

[諸般の報告]

議長(岡田和夫) 次に、事務局より、諸般の報告を致させます。

事務局長。

局長(金子隆司) 忠類村の加藤委員から、欠席される旨のご連絡をいただいております。

以上でございます。

[協議第35号 新町建設計画について]

議長(岡田和夫) それでは、日程第3、協議第35号、「新町建設計画について」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長(金子隆司) 協議第35号、「新町建設計画」につきまして、ご説明を申し上げます。

新町建設計画の策定にあたりましては、合併特例法の規定により、知事との協議が必要となりますことから、11月29日の第13回協議会に本議件を提案させていただいたのち、事前の協議を行ってまいりましたところ、1月28日に、道から3点にわ

たり修正意見が示されましたので、これに従い修正を行うものであります。

資料の1ページと、新町まちづくり計画(案)の29ページを併せてご覧いただきたいと思いますが、計画(案)につきましては、修正後の内容で整理を致しております。

1点目は、計画(案)29ページにあります、コミュニティ・ビジネスの解説にかかる記述についてであります。コミュニティ・ビジネスにつきましては、行政側からの視点で記述していたものを、地域社会全体から見た記述に改めるとともに、後段部分の文言を整理するものであります。

2点目は、計画(案)43ページにあります、「第6章、北海道事業の必要性」にかかる記述についてであります。この章については、北海道が事業主体となる事業を記述しているものであります。

農業基盤の整備につきましては、土地改良事業と農道整備事業に分けて記述しておりましたものを、これら事業の総称である農業農村整備事業に、すべての事業を括るものであります。

3点目は、同じく北海道事業にかかる記述の中に、「文化の^{かお}香る学びのまちづくり」として、伝統的生活空間、いわゆる、イオルの再生に向けた取り組みを事業として掲げておりましたが、国が主体となって進める事業であり、北海道は国に提案・要望する立場であることから、本事業を削除するものであります。

本計画(案)につきましては、協議会での決定後、北海道知事に対しまして、法に定める正式協議を行うこととなりますが、この段階におきましては、内容の変更等は^{しょう}生じないこととなっております。

以上でございます。

議長(岡田和夫) 説明が終わりましたので、ご意見を、お受け致します。

ありませんか。

(なしの声あり)

議長(岡田和夫) ご意見がありませんので、協議第35号、「新町建設計画について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、協議第35号は、原案のとおり決定されました。

[議案第23号 合併協定書(案)について]

議長(岡田和夫) 次に、日程第4、議案第23号、「合併協定書(案)について」を議題と致します。

事務局より説明を致させます。

事務局長。

局長（金子隆司） 議案第 23 号、「合併協定書（案）」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の 2 ページと、別冊の合併協定書（案）をご覧ください。

合併協定書につきましては、合併協議会において協議が整った協定項目を取りまとめたものでありまして、協議結果の証^{あかし}となるものでありますが、協定書の署名・調印により、両町村の合併の意思を確認するものであります。

協定書の内容につきましては、1 の「合併の方式」から 22 の「新町建設計画」まで、順次決定されました調整方針を記載し、次に、両町村長の署名欄、さらに、立会人として、十勝支庁長及び合併協議会委員の署名欄を設けたものであります。

なお、7 の「地域審議会の取扱い」が削除されましたので、以下の番号につきましては、繰り上げております。

また、本協定書（案）作成にあたりましては、文書としての体裁^{ていさい}を整えるため、参考として配布させていただきました『合併協定書（案）作成に伴う「調整方針」表現整理』にありますように、用字・用語、読点^{とうてん}等の整理をさせていただきましたので、ご了承を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご質問、あるいは、ご意見がございましたら、お受け致します。

帰山委員。

委員（帰山孝夫） この協定書は、この合併協議会で議決しなければならない案件なんでしょうか。

議長（岡田和夫） 事務局長。

局長（金子隆司） 協定書（案）につきましては、今までの調整項目を、表現を、体裁を整えたということもあります。

確認をするという意味での、確認の議決、意思確認というふうに、ご理解いただければというふうに思います。

議長（岡田和夫） 帰山委員。

委員（帰山孝夫） 町村長が契約するというんですか、約定^{やくじょう}を交わすということですから、当然には、私どもは議決しなくてもいいのではないかなというようなことを考えていたものですから、確認ということであれば、1 点、わかりました。

もう 1 点ですけれども、こういった履行^{りこう}を約束するというようなことが、一種の契約のようなことだと思えるんですけれども、そうすると、法律的なことは良くわかりませんが、事情変更の原則というのがあるわけですし、今の状況で、今のような社会情勢で、そのまま行くというようなことがありますから、そうすると当事者が予見^{よけん}しなかったことだとか、それから、法律的に別に変わったというような、当事者の責^せめに帰さない条項で、変えなきゃならないということが、あるわけ

なんですよ。

それで、物の本によるとですね、この、23 に設けてですね、状況に変化があった場合、これによれない場合には、うんぬんというようなことをですね、書き加えた方がいいよという、物の本に書いてあったんですけども、特にそれを省いてしまった理由について、お伺いしたいと思います。

議長（岡田和夫） 飯田班長。

班長（飯田晴義） 今回の合併協定書(案)につきましては、数多くの先進事例を参考にですね、案を作成させていただきまして、他の事例を見ましても、今、帰山委員がおっしゃったような記載というのは、見当たらなかったところであります。

なぜ、そういうものを設けなかったかと申しますと、やはりこれは、お互いの町村の信義に基づいて、こういうものを締結するということがありますので、やはりそのことを一番、お互いの信頼というものをですね、大事にしていきたいという、事情が変わればですね、それはやはり、信頼に基づいて適正な結果を出していただけるだろうと。そういう考えから、最後の 23 項目めというものは、設けておりません。

以上です。

議長（岡田和夫） よろしいですか。

委員（帰山孝夫） 了解しました。

議長（岡田和夫） ほかに、ございませんか。

ありませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ほかに、ご質問、ご意見がありませんので、議案第 23 号、「合併協定書（案）について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第 23 号は、原案のとおり決定されました。

[今後の日程]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 5、「今後の日程について」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長（金子隆司） 「今後の日程」につきまして、ご説明申し上げます。

本日をもちまして、すべての合併協定項目の協議が終わりましたので、今後は、2 町村において、14日から16日までの住民説明会や出前講座、公共的団体等との意見交換における住民の意向、さらには、日頃から行政に寄せられております住民の意見などを踏まえまして、それぞれ、合併の是非を判断することとなります。

そこで、「合併する」となりました場合におけます、その後の日程につきまして申し上げますと、まず、先ほど議案で決定をいただきました合併協定調印式を、今月 25 日に執り行うことと致しております。

なお、この際には、議案にもありましたように、委員の皆さまには立会人と致しまして、ご出席を賜ることとなりますので、日程の確保につきまして、あらかじめ、ご配慮をお願い申し上げます。

次に、3月初旬に開会されます第1回定例議会に、^{はいちぶんごう}廃置分合等の議案3件を提出することになります。

議案につきましては、いずれも地方自治法、または合併特例法に基づき、議会の議決が必要となるものでありまして、1つ目が「知事に合併申請をすること」についてであります。

2つ目が忠類村の財産を幕別町に引き継ぐことを定める「財産処分に関する協議」であります。

3つ目が忠類村の議会議員の在任特例を定める「経過措置に関する協議」であります。

これら3件の議案につきましては、幕別町が3月2日、忠類村が3月7日開会予定の定例議会に提出されることとなりますが、議決されましたなら、ただちに合併申請を知事に対して行うことと致しておりまして、現時点では、合併申請の時期を3月中旬と想定しているところであります。

次に、協議会の開催予定ではありますが、協議会は合併の期日の前日まで存続することとなりますことから、平成17年度の事業計画及び予算を協議していただくため、今年度は、3月下旬に第18回の協議会を予定しているところであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） ただ今の説明にもありますように、このあと、2町村の議会で議決をいただいたのち、3月下旬に、第18回の協議会を開催致したいというふうに考えております。

後日、文書をもって、ご案内を申し上げますので、よろしく願いを申し上げます。

この際でありますから、委員の皆さまから、何か、ご意見等がございましたら、お受け致したいと思います。

よろしいですか。

（はいの声あり）

[閉会]

議長（岡田和夫） それでは、本日の日程、すべて終了を致しました。

合わせまして、44項目の合併協定項目、すべてについて協議を終了したことになる

ります。

一言、ご挨拶をさせていただきたいと思います。

^{かえり}顧みますと、本協議会、昨年の1月23日に第1回の協議会を開催して以来、丸1年が経過したわけでありませう。

特に、昨年11月29日の第13回協議会以降は、年末年始はさを挟んで、2カ月余りの期間に5回の協議会を開催するという、大変ハードなスケジュールとなりましたが、この間、委員の皆さまには、お忙しい中にも関わりませう、ご出席をいただき、そして、毎回、^{しんし}真摯なご意見を賜りましたこと、合わせて、その結果が本日を迎えることになったんだらうと、改めて皆さんの多大なるご理解、ご協力に對しまして、心からお礼を申し上げる次第であります。

先ほどの日程説明にありましたように、今後、私どもと致しましては、2月14日から開催する住民説明会で住民の皆さまからご意見をいただき、そして、ご理解をいただきましたならば、合併協定調印式を執り行い、その後、それぞれの議会に、合併関連議案を提出させていただきたいと考えておりますが、この合併が^{じょうじゆ}成就できるよう、^{けいちゆう}全力を傾注してまいりたいと考えているところであります。

今後とも、よろしくご支援をご協力を、そして、ご指導を賜りますように、お願いを申し上げます。

それでは、遠藤副会長から、ご挨拶をいただきます。

副会長（遠藤清一） それでは、一言、お礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆さま方には、本日まで熱心に、そして前向きに、この協議を賜りました。私からも改めて、お礼を申し上げたいというふうに思います。

特に昨年11月、更別村さんが協議会から離脱されたのち、幕別町と私ども忠類村との1町、1村での協議を続けてきたところをございませうが、協議にあたりましては、新しいまちづくりに向け、お互いがパートナーとして、対等の立場で気持ちを尊重し、信頼しあうという理念とご理解をいただきながら、本日に至りまして、44項目の協定項目を決定することができました。

委員の皆さまの英知と的確なご判断によりまして、村民の皆さんに納得していただける新しいまちの姿を描くことができたものと考えております。

先日の新聞報道にもございませうが、新たな合併特例法のもとでは、小さな村は、現状よりも、さらに厳しい環境に置かれることが想定されるわけであります。

私は、2月14日から開催予定の住民説明会にあたりまして、本協議会の協議結果が、そしてこの合併が、将来ともに、忠類村民にとりまして、大きな幸せをもたらすものであることを訴えてまいりたいというふうに考えているところであります。

最後になりまするが、幕別町の委員の皆さまには、協議を通じまして^{しんじん}深甚なる思いやりと、ご配慮を賜りましたことに、心から感謝を申し上げまして、ご挨拶とさせ

ていただきます。

ありがとうございました。

(拍手あり)

議長(岡田和夫) 遠藤副会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第 17 回幕別町・忠類村合併協議会を「閉会」致します。

ご苦労様でした。

10 : 18 閉会

議事の経過は協議会事務局で作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

平成 17 年 2 月 14 日

議長(会長) 岡 田 和 夫

署名委員 西 尾 治

署名委員 本 保 征 喜